

農業共済事業事務費負担金（継続）

【平成20年度概算決定額：45,905,149（46,225,149）千円】

対策のポイント

被災農業者に対する共済金の支払いにより農業経営の安定を図る農業共済事業の事務処理が、迅速、適正かつ円滑に実施されるよう、その実務を行っている農業共済団体に所要の事務費負担金を交付します。

（現状）

- ・ 我が国は、気象変化の最も激しいアジア・モンスーン地帯に位置しており、我が国の農業は、風水害、冷害等種々の自然災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・ このため、災害に対して適切に対応し、これにより農業再生産を確保し、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。
- ・ 農業災害補償法に基づき実施される農業共済事業は、国の災害対策の基幹として、農業者が不慮の事故によって受ける損失を保険の手法により補てんし、被災農業者の農業経営の安定を図るものであり、本事業の実務を行っている農業共済団体の事務処理が迅速、適正かつ円滑に実施されることが求められています。

政策目標

被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

<内容>

農業共済団体における事務費のうち、農業共済事業実施に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費、委員手当等）に充てるため、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に負担金を交付します。

【負担率：定 額】

【事業実施主体：農業共済団体】

[担当課：経営局保険監理官（03-3591-5009（直））]